岡崎市監査委員公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並び に岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査 等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年10月31日

 岡崎市監査委員
 髙
 橋
 重
 長

 同
 長谷川
 龍
 伸

 同
 中
 根
 武
 彦

 同
 井
 町
 圭
 孝

小中学校、保育園及びこども園定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項 第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

| 監 | 査の対 | 象 | 実 施 日 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 細 川 保 育 園 | 大樹寺保育園 | 百々保育園 | 令和5年8月7日 |
| 広幡こども園 | 井 田 保 育 園 | | 令和5年8月9日 |
| 北 中 学 校 | 小豆坂小学校 | | 令和5年9月7日 |
| 矢作北中学校 | 梅園小学校 | 三島小学校 | 令和5年9月11日 |
| 矢 作 南 小 学 校 | 広 幡 小 学 校 | 大 門 小 学 校 | 令和5年10月2日 |

3 監査の対象期間

令和5年4月1日~令和5年10月2日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長、保育園長及びこども園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。